

議案第 19 号

令和 6 年度基山町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度基山町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 230,191 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,922,311 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

基山町長 松 田 一 也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
13 使用料及び手数料		136,243	△314	135,929
	1 使用料	87,669	△314	87,355
14 国庫支出金		1,696,151	△73,128	1,623,023
	1 国庫負担金	985,435	△2,094	983,341
	2 国庫補助金	705,910	△71,034	634,876
15 県支出金		815,855	△8,906	806,949
	1 県負担金	499,717	△3,350	496,367
	2 県補助金	272,018	△5,556	266,462
17 寄附金		1,005,767	463	1,006,230
	1 寄附金	1,005,767	463	1,006,230
18 繰入金		995,871	△121,662	874,209
	1 基金繰入金	994,754	△121,700	873,054
	2 特別会計繰入金	1,117	38	1,155
20 諸収入		206,565	△18,344	188,221
	4 受託事業収入	73,194	△17,666	55,528
	5 雑入	84,463	△678	83,785
21 町債		330,851	△8,300	322,551
	1 町債	330,851	△8,300	322,551
歳 入	合 計	10,152,502	△230,191	9,922,311

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議会費		106,114	△339	105,775
	1 議会費	106,114	△339	105,775
2 総務費		2,308,229	△19,931	2,288,298
	1 総務管理費	2,112,282	△16,369	2,095,913
	2 徴税費	102,469	△142	102,327
	3 戸籍住民基本台帳費	79,627	△3,318	76,309
	6 監査委員費	948	△102	846
3 民生費		3,637,616	△61,957	3,575,659
	1 社会福祉費	2,106,109	△48,612	2,057,497
	2 児童福祉費	1,531,205	△13,345	1,517,860
4 衛生費		740,442	△54,518	685,924
	1 保健衛生費	292,892	△16,252	276,640
	2 清掃費	446,700	△38,307	408,393
	3 上水道費	850	41	891
6 農林水産業費		126,864	△581	126,283
	1 農業費	111,770	802	112,572
	2 林業費	15,094	△1,383	13,711
7 商工費		209,197	△195	209,002
	1 商工費	209,197	△195	209,002
8 土木費		914,401	△44,500	869,901
	1 土木管理費	35,080	△772	34,308
	2 道路橋梁費	585,451	△43,557	541,894
	3 都市計画費	83,658	200	83,858
	5 住宅費	47,384	△371	47,013
9 消防費		354,001	△2,249	351,752
	1 消防費	354,001	△2,249	351,752

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
10 教育費		1, 042, 977	△45, 404	997, 573
	1 教育総務費	106, 184	△1, 273	104, 911
	2 小学校費	185, 782	△11, 911	173, 871
	3 中学校費	84, 450	△2, 874	81, 576
	4 社会教育費	330, 745	△27, 902	302, 843
	5 保健体育費	335, 566	△1, 377	334, 189
	6 幼稚園費	250	△67	183
14 予備費		14, 255	△517	13, 738
	1 予備費	14, 255	△517	13, 738
歳 出	合 計	10, 152, 502	△230, 191	9, 922, 311

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金	7,589
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	50,613
6 農林水産業費	1 農 業 費	防災重点農業用ため池調査計画業務	24,000
6 農林水産業費	2 林 業 費	森林整備業務委託料	1,500
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道路メンテナンス事業（橋梁）	13,669
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	地方創生道整備交付金事業	50,582
8 土 木 費	3 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金（公園）	24,195
8 土 木 費	3 都 市 計 画 費	立地適正化計画改定業務委託料	4,886
9 消 防 費	1 消 防 費	急傾斜地崩落防止事業	9,079

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(千円) 2,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都 合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若し くは低利債に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事 業	(千円) 17,000	同上	同上	同上
地域鉄道対策事業	(千円) 7,500	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路整備事業	(千円) 85,000	証書借入	5 %以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協 定するものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	(千円) 66,300	証書借入	5 %以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協 定するものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	
自然災害防止事業	17,000	証書借入	5 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	—	—	—	—	自然災害防止事業から緊急自然災害防止対策事業に変更したため